

生物多様性の保全と動物園の役割

諸坂 佐利

初夏の風も爽やかな去る5月24日(土)、「生物多様性保全における動物園の役割—国立動物園を考える—」と題する公開シンポジウムが神奈川大学法学研究所の主催で行われた。このシンポジウムは、もともと「国立動物園を考える会」主催の全国展開する一連の講演会¹の、いわば番外編と位置づけられるものであったが、当日は本学学生のほか、全国の動物園関係者、獣医師、そのほか希少野生動植物の保護の最先端で活動するNPOなどの方々のご参加くださり、優に100名を超す来場者で盛況ぶりであった。

この「国立動物園を考える会」とは、次のような趣旨から発足した団体である。当会のホームページには次のように綴られている。

「動物園は歴史的にも社会的にもレクリエーション(re-creation 人間性創造再生)の場としての役割を果たしてきましたが、そればかりではなく、動物園にこれまで蓄積された生物学的資料や飼育繁殖技術は膨大で、広く日本国民が利用できる社会的な地域共同の教育機関としても機能してきました。環境の悪化は野生動物種や生息地の減少により、野生動物を飼育する動物園の土台ばかりでなく、研究土台も大きく崩れ去ろうとしています。」「今こそ、自然環境ばかりでなく地域文化をも視野に入れた新しい自然科学の創造が必要であると考えます。」「国立動物園は、大学や研究機関及び国内外の動物園の共同研究機関として、地球を科学し、その学術的知識に基づき、環境保全や野生動物の総

合的な学術研究拠点としての機能を有し……動物に関わる日本文化と科学との融合と創造を目指します。」これは、「世界的な視野で、持続可能な社会の構築に寄与できるものと信じています。」

併せて、当会の名誉顧問である東京大学名誉教授の正田陽一氏は、当会への期待として次のように述べている。

「日本に動物園が生まれて2012年で130年になります。明治15年に現在の恩賜上野動物園が農商務省天産部の博物館の附属施設として設立されたのが嚆矢となります。現在では全国に90近い動物園が存在しその果たすべき社会的役割はますます増大しています。」「しかし日本の動物園には大きな欠陥が一つあります。それは因って立つ法的な基盤である『動物園法』を持たないことです。設立時の経緯から、動物園は博物館相当施設と位置付けられていて『博物館法』に依拠しています。」「今日、「動物園に期待される任務も幅広いものとなりつつあります。一例を挙げれば『種の保存』があります。」

「自然界で絶滅に瀕している動物種を保護し種の多様性を維持」していく中で、「生息地内の保護が不可能な場合には地域外へ移しての保護・増殖が必要となり、動物園の利用が要望されます。その場合……対応をスムーズに行うには国立の動物園の存在が望ましい。」

現在、筆者は、本学法学研究所の共同研究プロジェクトで、東郷佳朗、川瀬博両先生とともに「生

1 当会主催のシンポジウムは、これまで計3回行われており、第1回目は東京大学(2012年9月9日)、第2回目は京都大学(2013年6月2日)、第3回目は沖縄こどもの国(2013年12月14日)である。ちなみに、この神大でのシンポジウムのあと、東京農業大学にて第4回シンポジウムが開催された(2014年9月28日)。テーマは、「国立動物園 大学・研究機関との連携」であった。私もこのシンポジウムでは「国立動物園と現行法」というタイトルで講演してきた。

物多様性」に関して研究を進めている関係で、当該テーマには関心を持っており、当会主催のこれまで講演会にはすべて参加し議論を交わしてきたが、今回の公開シンポジウム開催は、そのような議論の中から生まれた企画であった。

シンポジウムの詳細な内容については、法学研究所年報第32号に掲載される予定であるので、そちらに譲るが、当日の報告者および報告タイトルは次のようである。

◆基調講演

小菅 正夫(北海道大学客員教授・前旭山動物園長)
「今、なぜ国立動物園なのか？」

◆個別報告

- ①長嶺隆 (NPO法人どうぶつたちの病院 沖縄理事長・獣医師)
「絶滅の危機に瀕している野生動物保護の視点から見る動物園の役割・可能性について」
- ②川瀬博 (本学特任教授)
「地域自然の保護政策から動物園を考える—国立動物園構想への期待—」
- ③木下直之 (東京大学教授)
「生物多様性保全における動物園の役割—国立動物園を考える—」
- ④東郷佳朗 (本学准教授)
「動物園と法」
- ⑤諸坂佐利 (本学准教授)
「国立動物園創設に向けた政策法務的一考察」

シンポジウムの全体の流れとしては、まず、小菅先生に動物園を取り巻く現状と課題、そして国立動物園構想にかける思いをお話いただいた。

ついで、長嶺先生には、絶滅危惧に瀕している野生動物の救済に関する実践的なご議論をいただき、それと連動する形で、川瀬からも神奈川の生物多様性保全についての実務的観点からの指摘を受けた。



お二人ともこれら活動に関しては、これから動物園の果たすべき役割・使命は非常に重要なものであると主張した。

そのあと、木下先生と東郷からは、当該分野における現在の環境省の法整備について、また動物園および動物に関係する各法律の現状について解説を加えていただいた。

最後に、私からは、国立動物園を考える会主催のこれまでのシンポジウムにすべて参加した際の感想を踏まえつつ、この「国立動物園」をわが国に創設するという法政策が現実のものとなるために、どのような戦略を立て、今後どのような問題点をクリアしなければならないのか、こういったことを論点整理という形で報告した。

全報告の後には、集団討論とステージを移したが、そこでは、基調講演を賜った小菅正夫氏と共著という形で『戦う動物園—旭山動物園と到津の森公園の物語』(中公新書 2006)を著した岩野俊郎氏より、フロアーからこの問題に対する熱烈なるエールを賜った。そのほか動物園関係者や自然野生動物保護に携わる獣医師の方々から、多方面にわたる貴重なご意見、ご指摘を頂戴した。定刻より1時間近く延長するほどの盛会であった。

このテーマの議論は、今後も積極的に展開されていくであろう。否、展開されなければならない。動物園が生物多様性や希少野生動物の保護に対して、どういった立ち位置で歩んでいくべきか。それがたとえ「国立」という選択肢を得られないとしても、動物園がこの問題に対して対岸の火事であってはいはずがない。法律学に至っても同様である。元来「法」とは「人」のために存在するものである。しかしその「人」は財産権や営業の自由という「権利」の名の下、「自然」を破壊し続けてきた。そして「法」はその「人」の営みに正当性を与え続けている。果たしてこのままでいいのか。「自然」を破壊するのが「人」ならば、「自然」を再生し、守り続けられるのも「人」ではないのか。この国立動物園構想は、そういった我々人類が地球に対して恩返しをする、ひとつのチャンスであると同時に試練でもあるように思う。かつて「アミノクロウサギ訴訟」第1審判決を書いた裁判官は、苦悩と勇気を以って、この問題について次のように述べた。「わが国の法制度は、権利や義務の主体を個人（自然人）と法人に限っており、原告らの主張する動植物ないし森林等の自然そのものは、それが如何に我々人類にとって希少価値を有する貴重な存在であっても、それ自体、権利の客体となることはあつても権利の主体となることはないとするのが、これまでのわが国法体系の当然の大前提であつた……しかしながら、個別の動産、不動産に対する近代所有権が、それらの総体としての自然

そのものまでを支配し得るといえるのかどうか、あるいは、自然が人間のために存在するとの考え方をこのまま押し進めてよいのかどうかについては、深刻な環境破壊が進行している現今において、国民の英知を集めて改めて検討すべき重要な課題というべきである。原告らの提起した『自然の権利』……という観念は、人（自然人）及び法人の個人的利益の救済を念頭に置いた従来の現行法の枠組みのままで今後もよいのかどうかという極めて困難で、かつ、避けては通れない問題を我々に提起したといえることができる」と。

この国が先進国であり続ける以上、それは単に政治経済的レベルだけの問題ではなく、命ある“もの”すべてとの共生という精神的レベルでの先進性こそが問われなければならないのではないかと。

（法学部准教授）

